

北栄町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

北栄町では、小学校に就学する児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とし、設置された学童保育の運営業務について、より効率的、効果的に達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者による業務委託することで、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、その事業を委託する事業者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 北栄町放課後児童クラブ運営業務委託
- (2) 事業内容 別紙「北栄町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおりに従う
- (3) 委託業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

3 業務に要する費用（見積限度額）

- (1) 本業務に関する令和8年度の費用は、32,160 千円以内とする。（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）
- (2) 見積書に積算する必要のある経費
 - ① 人件費
 - ② 運営事務費
事務用品費、消耗品費、研修費等
- (3) 委託料として積算する必要のない経費
 - ① 光熱水費
 - ② 施設、設備、備品の維持経費（軽微な修繕に係るものを除く）
 - ③ 昼食、おやつにかかる経費（昼食、おやつは利用者が持参する）

4 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 北栄町へ入札指名願いを提出した者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限に、北栄町の指名停止を受けていないこと。
- (3) 放課後児童クラブの運営について、地方公共団体からの業務の受託実績がある法人であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由）に該当する者
 - ② 次の申立てがなされていない者
 - 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
 - ③ 次のいずれかに該当する者

- 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の父性の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 プロポーザルに係る日程

- (1)参加申込書及び企画書受付期限 令和7年11月28日(金)まで
- (2)プレゼンテーション及びヒアリング 令和7年12月11日(木)予定
- (3)結果通知予定日 令和7年12月中旬予定

6 質問事項の受付及び回答

- (1)質問期限 令和7年11月21日(金)午後5時
- (2)提出方法 適宜の書式により電子メールで送信すること。
 - 送信先 kyouiku@e-hokuei.net
 - メール送信後、受信確認のため事務局へ電話連絡すること。
 - 電子メールの表題は「北栄町放課後児童クラブ質問」とすること。
 - 回答に対する再質問は受け付けない。
- (3)回答方法 回答は北栄町ホームページに掲載する。

7 参加申込みの手続き及び提出物

- (1)提出期限 令和7年11月28日(金)午後5時
- (2)提出場所 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1
北栄町役場 教育総務課 子育て支援室
- (3)提出書類
 - ①プロポーザル参加申込書
 - ②会社概要及び業務経歴書(A4 版任意様式) ※類似の業務実績について記載すること。
 - ③企画提案書(A4 版任意様式)
 - ④見積書(見積明細書添付、任意様式)

※募集要項等は、北栄町ホームページからもダウンロードできます。

 - 提案件数は1社につき1件とする。
 - 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
 - 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本語通貨並びに日本国の標準時及び計両法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (4)提出部数
書類は順番にA4ファイルに綴じて、5部(正本1部、副本4部)提出すること。

8 提案のプレゼンテーション及びヒアリング

日 時:令和7年12月11日(木)午後1時30分から(北栄町役場)

※実施時間は質疑を含め40分以内とし、1社の場合でも実施する。

※当日の説明は、提出した提案書を使用すること。必要に応じプレゼンテーション用資料を作成し、使用してもよい。

9 審査方法及び評価基準

受注候補者の選定は、プレゼンテーションにより行い、別紙評価基準に基づいて審査する。

北栄町放課後児童クラブ運営業務受託者選定審査委員会は、次の要領で受注候補者を選定するものとする。ただし、審査の結果、応募者が事業実施の目的を達成できないと判断した場合には、受注候補者の選定を行わない。

①審査した評点の合計が最も高い応募者を受注候補者として選定する。

②応募者が複数の場合で、審査の結果、合計点が同点の場合には、審査員の協議により受注候補者を選定する。

③応募者が1者の場合であっても、提案内容を審査の上、適当と認められる場合は受注候補者とする。

④審査結果は令和7年12月中旬以降に文書により通知するとともに、北栄町ホームページに掲載する。また、受注候補者となった者には、企画提案内容に沿った仕様の確認及び見積書の提出について案内する。なお、審査内容及び審査結果についての質問及び異議申立ては受け付けない。

10 業務委託契約に関する事項

(1) 契約手続き

受注候補者と協議し、地方自治法第234条第2項の規定による随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、次点者を受注候補者として再度選定するものとする。

①受注候補者が地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき

②受注候補者が、北栄町から業務委託に係る指名除外措置を受けたとき

③受注候補者が、選定後に失格となったとき

④受注候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないこと

⑤受注候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上で定める。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

11 その他

(1) 募集要件を満たさない場合や、書類審査等で問題があることが判明した場合は、選定の対象とならない。

- (2)応募者が提出した申請書類に虚偽の記載を行った場合や審査委員に接触を図る等、不正な行為があった場合には、応募を無効とする。
- (3)候補者としての選定後に、重大な不備等があることが判明した場合等には、当該選定を取り消すものとする。
- (4)関係法令等に違反した場合は選定を取り消し、契約の解除を行う場合がある。
- (5)資格審査申請に係る書類及び企画提案書の作成に要する費用並びにプロポーザルの参加に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (6)選定された受注候補者と町は、運営に関して詳細な協議を行う。
- (7)運営委託後、法人の財務状況及び運営状況については、本町が実施する指導監査及び実地指導の対象となる。
- (8)申請後に応募を辞退する場合は、プロポーザル辞退届(任意様式)を速やかに提出すること。

12 問い合わせ先

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町教育総務課子育て支援室

電話:0858-37-5870

FAX:0858-37-3242

電子メール:kyouiku@e-hokuei.net

別紙

評価基準

(1)企画内容(90点)

評価項目	評価の視点	配点
法人並びに放課後児童クラブの運営方針	法人並びに放課後児童クラブの運営方針	15
応募の動機	応募の動機	5
運営実績	実績があり、事業を継続できる法人であるか	10
育成支援について	育成支援の内容、運営上の付加的なサービス	10
	障がいのある児童や、特に配慮を必要とする児童への対応	5
	支援員の配置体制	10

支援員の雇用	支援員の継続雇用計画と代替員確保体制	10
支援員の研修	支援員の研修体制	5
安全管理	危機管理についての取組み、考え方	5
	個人情報保護対策	5
地域及び家庭との連携	学校・家庭・地域との連携	5
その他	要望・苦情対応	5

(2)提案価格についての評価(10 点)

評価項目	評価の視点	配点
提案価格についての評価	見積金額	10